

伊那中央行政組合公平委員会議事規則

平成 18 年 7 月 4 日
公平委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 11 条第 5 項の規定により、伊那中央行政組合公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定等)

第 2 条 会議、会議の公開、議事日程、議事録等については、伊那市公平委員会議事規則（平成 18 年伊那市公平委員会規則第 1 号）を準用し、同条例中「伊那市公平委員会」とあるのは「伊那中央行政組合公平委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 4 日から施行する。